裁決の公告

大阪弁護士会が平成25年７月２日に告知した同会所属弁護士　瀧瀬　英昭　会員（登録番号11447）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年11月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年11月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 26 年 11 月 15 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

愛知県弁護士会が平成25年７月２日に告知した同会所属弁護士　三浦　和人　会員（登録番号14037）に対する懲戒処分（業務停止５月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年11月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年11月17日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 26 年 11 月 17 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が平成25年７月29日に告知した同会所属弁護士　坂本　　哲　会員（登録番号33785）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年11月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年11月17日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 26 年 11 月 17 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成25年８月５日に告知した同会所属弁護士　関根　栄郷　会員（登録番号7180）に対する懲戒処分（退会命令）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年11月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年11月17日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 26 年 11 月 17 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

第一東京弁護士会が平成25年12月24日付けでなし、平成25年12月25日に効力を生じた対象弁護士を懲戒しない旨の決定について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記決定を取り消して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
　氏　　名　岩倉　正和
　登録番号　20173
　事 務 所　東京都港区赤坂１―12―32
　　アーク森ビル
　　西村あさひ法律事務所
2　処分の内容　戒告
3　処分が効力を生じた年月日
　平成26年11月14日

平成 26 年 11 月 14 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

第一東京弁護士会が平成25年12月24日付けでなし、平成25年12月25日に効力を生じた対象弁護士を懲戒しない旨の決定について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記決定を取り消して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
　氏　　名　佐々木　秀
　登録番号　31105
　事 務 所　東京都港区赤坂１―12―32
　　アーク森ビル
　　西村あさひ法律事務所
2　処分の内容　戒告
3　処分が効力を生じた年月日
　平成26年11月14日

平成 26 年 11 月 14 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

第一東京弁護士会が平成25年12月24日付けでなし、平成25年12月25日に効力を生じた対象弁護士を懲戒しない旨の決定について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記決定を取り消して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
　氏　　名　森　　倫洋
　登録番号　32503
　事 務 所　東京都港区赤坂１―12―32
　　アーク森ビル
　　西村あさひ法律事務所
2　処分の内容　戒告
3　処分が効力を生じた年月日
　平成26年11月14日

平成 26 年 11 月 14 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　佐賀県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　福田　大志
　登録番号　34065
　事 務 所　佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650―26　西九州総合法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年10月31日

平成 26 年 11 月 17 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、性別男性、身長約180センチメートル、着衣及び所持品は白いＹシャツ、灰色の長袖肌着、腕時計１個

上記の者は平成26年10月28日午後３時頃、鶴岡市湯野浜一丁目６番４号より南西方約300メートル先の砂浜に打ち上げられていたところを発見された。

遺体は、身元不明のため当市において火葬し遺骨を仮安置しております。心当たりのある方は、当市健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成 26 年 12 月５日
　山形県　　鶴岡市長　榎本　政規

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳から60歳程度の男性、身長約159㎝、頭髪前額部から頭頂部にかけて禿げている、着衣は上衣白色横縞柄半袖ポロシャツ、黒色ジャケット、下衣膝丈デニムパンツ、白黒のスニーカー、所持品は眼鏡、ライター、プラスチック片

上記の者は、平成26年10月18日午前11時05分頃、千葉県松戸市根木内字霜田、城ノ内　根木内歴史公園山林内の斜面に生える樹木の枝に電気の延長コードを括り付け、一部白骨化し首を吊った状態でいるのを発見されたものである。身元不明のため、当市にて遺体は火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりの方は、当市健康福祉部地域福祉課まで申し出てください。

平成 26 年 12 月５日
　千葉県　　松戸市長　本郷谷健次

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の男性、推定85歳位、身長160㎝、中肉、白色長髪11㎝､胸腹部に約10㎝の手術痕、白色長袖ポロシャツ、紺色トランクス姿

上記の者は、平成26年８月31日午前10時頃、東京都大田区中央八丁目７番２号で死亡しているのを発見された。死亡日時は、平成26年８月30日午後５時頃。身元不明のため火葬に付し遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区福祉部福祉管理課まで申し出てください。

平成 26 年 12 月５日
　東京都　　大田区長　松原　忠義